

2026年度 大阪公立大学 産学連携教育イノベーター育成プログラム 【受講希望者向け】教育訓練給付制度（特定一般教育訓練）のご案内

教育訓練給付金とは、働く方々の主体的な能力開発やキャリア形成を支援し、雇用の安定と就職の促進を図ることを目的として、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講・修了した際に、教育訓練経費の一部がハローワークから支給される雇用保険の給付制度です。

受給要件を満たす方は、「訓練前キャリアコンサルティング」を受講後、受講開始日の2週間前までに、ご自宅住所を管轄するハローワークにて、「受給資格確認」の申請手続きを行ってください。（本プログラムご応募前に、申請手続きすることも可能です。）

■教育訓練給付制度について

[教育訓練給付制度 | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)

■必要な証明書等、詳細は事前に「[提出書類チェックリスト\(特定一般教育訓練給付金\)](#)」

を確認の上、ご自宅住所を管轄するハローワークにお問い合わせください。

■教育訓練給付金に関するお問い合わせ先

ご自宅住所を管轄するハローワーク

・[ハローワーク | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://www.hellowork.mhlw.go.jp)

■各種様式

ハローワークインターネットサービス > 教育訓練給付金制度

https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance_education.html

■電子申請

「e-Gov電子申請 (<https://shinsei.e-gov.go.jp/>)」から申請手続き可能です

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160564_00036.html

■支給要件照会（教育訓練給付金支給要件照会票）

https://hoken.hellowork.mhlw.go.jp/static/kyoikukunren_shokai.html

1. 教育訓練給付金の対象者

- ①受講開始日に、雇用保険の被保険者で、支給要件期間が3年以上の方
- ②受講開始日に、雇用保険の被保険者でない場合は、被保険者資格の喪失日から受講開始日までが1年以内、かつ雇用保険の支給要件期間が通算3年以上ある方。

※過去に教育訓練給付金を受給したことがある方は、前回の受給から3年以上経過していること。

※初めて給付を受ける方は、雇用保険の支給要件期間が1年以上あること。

2. 教育訓練給付金の支給額

特定一般教育訓練給付金は、受講料の40%（上限20万円）が支給される制度です。本プログラムは、特定一般教育訓練給付金の対象講座です。

給付金支給額

受講料30万円×受講料の40% = **12万円**

3. 給付手続きの流れ

受講前

- ① 訓練前キャリアコンサルティングを予約する。
(ご自宅住所を管轄するハローワークへお問い合わせください。)
- ② 「ジョブ・カード」を記入作成する
厚生労働省ジョブ・カード制度総合ウェブサイト「マイ・ジョブカード」
<https://www.job-card.mhlw.go.jp/>
- ③ 訓練前キャリアコンサルティングを受講する。
- ④ プログラム受講開始2週間前（2026年7月10日）までに、ご自宅住所を管轄するハローワークにて、「受給資格確認」の申請手続きを行う。

必要書類

- 1)教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票(様式第33号の2の2)
・受給資格確認票の「7」、「8」欄には下記をご記入ください

7	指定番号	2722004-2310013-4
	教育訓練施設の名称	大阪公立大学
	教育訓練講座名	産学連携教育イノベーター育成プログラム
8	受講開始予定年月日	令和08年07月25日
	受講終了予定年月日	令和09年03月31日

- 2)ジョブ・カード（訓練前キャリアコンサルティング受講後1年以内のもの）
- 3)本人・住所・個人番号（マイナンバー）確認書類
- 4)給付金の払渡希望金融機関の通帳又はキャッシュカード

受講

⑤プログラムを受講し、下記の修了要件を満たす。

- ・開講期間内に本プログラムの60時間の課程を履修し、全科目に合格する。
- ・大阪公立大学において、教授会での認定を受ける。

受講後

⑥プログラム受講修了翌日から1か月以内（2027年4月30日まで）に、ハローワークにて支給申請を行う。

必要書類	
プログラム事務局から発行する書類	<input type="checkbox"/> 1) 教育訓練給付金支給申請書 <input type="checkbox"/> 2) 教育訓練修了証明書 <input type="checkbox"/> 3) 受講料の領収書 <input type="checkbox"/> 4) 特定一般教育訓練給付受給時報告書 <input type="checkbox"/> 5) 教育訓練経費等確認書
ご自身で用意していただく書類	<input type="checkbox"/> 6) 受給資格確認通知書 <input type="checkbox"/> 7) 本人・住所確認書類 <input type="checkbox"/> 8) 個人番号（マイナンバー）確認書類